

患者負担に係る診療費等の請求権の放棄について

1. 権利放棄の理由

県立病院における診療費等につきましては、未収金の発生防止や早期回収に取り組み、収入未済の縮減に努めているところです。

しかしながら、未収金の中には、相手方が既に死亡している場合や所在不明、自己破産している場合など、これ以上徴収の見込みがないものが含まれています。

今回、これらについて、地方自治法の規定に基づき権利放棄を行い、診療費等にかかる債権について、不納欠損処分を行うものです。

2. 提出議案の概要

今回、地方自治法第96条第1項第10号および医業未収金不納欠損処分取扱要綱の規定に基づき、権利を放棄することにつき議決を求めるものであります。

区 分	納入義務者	金 額	内 容
債務者		450,454 円	平成 11 年度から平成 19 年度までの診療、検査等に関する費用
債務者		630,339 円	平成 21 年度の診療、検査等に関する費用